

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義 <【いじめ防止対策推進法】H25.9.28施行>

#### いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本認識 「いじめは、人間として絶対に許されない。」 「いじめは卑怯な行為である。」

⇒「いじめをしない！させない！許さない！」

### (3) 学校の基本理念

- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、すべての教職員が未然防止、早期発見・早期対応に努め、児童を守る。
- ・保護者、地域との連携の下、地域ぐるみで児童を守り育てる体制をつくる。

## 2 いじめの防止のための取組

### (1) いじめの未然防止

#### ○魅力ある学級・学校づくり

- ・「分からない」を大切にした授業づくりを、教科担任制をもって推進する。  
教科書を活用した授業を行う。ICTを利活用し、個別最適な授業を展開する。
- ・よさを認め合う学級経営・学校経営を推進し、児童による自治的活動等を拡充する。  
自分のよさと仲間のよさを見つけ、自覚する場を作る。自治の力を育てる児童会活動を行う。
- ・20分休みには教職員も外に出るなど、児童を見守り、関わる時間を多くするよう努める。

#### ○生命や人権を大切に作る指導（豊かな心の育成）

- ・心に響く豊かな体験活動・道徳教育  
花づくり、歯の健康づくり、読書を推進する。  
生活科・総合的な学習の時間を通して、地域を学ぶ「ふるさと学習」を実施する。
- ・人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。  
ひびきあいの日に人権感覚を高め、SWPBSの視点で活動の様子を価値付ける。

#### ○全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・児童に自己決定の場を与え、仲間との協働のよさを適切に評価する。
- ・一人ひとりのよさを積極的に様々な場面で価値付け、共感的な人間関係を育成する。
- ・「学習規律」の徹底のため、9年間継続した指導を行い、安定した学習環境を構築する。

#### ○インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・児童会や生徒会、保護者や地域の方も交え、情報モラル等の研修をくり返し行う。
- ・児童会・生徒会、PTA組織や地域との連携により、自主的な規制を設ける。

### (2) いじめの早期発見

#### ○日常を把握するアンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・チェックシートや定期的なアンケート・県いじめ調査を実施する。
- ・スクールカウンセラーや相談員の協力体制を整備し、児童や保護者の困り感に寄り添う。

#### ○教育相談の充実

- ・受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、早期に対応できるよう迅速に事実把握を行う。
- ・学校内外の関係者による組織的な対応に努め、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

### (3) いじめへの対処

#### ○速やかな情報共有・事実確認

- ・学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やか管理職等に情報を報告し、関係職員で情報を共有する。
- ・情報共有を行った後は、速やかに事実関係を明らかにするとともに、いじめを受けた児童を徹底して守り通す構えで指導に当たる。

## ○保護者との連携

- ・いじめを受けた児童やその保護者の思いを深く受け止め、保護者の理解や協力を十分に得て、児童の今後に向けて安全・安心な学校環境を整え、前向きな協力関係を築く。
- ・いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への事実報告を行い、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させ、いじめられた側への謝罪の指導を親身になって行う。

## ○関係機関等との連携

- ・必要に応じて市教育委員会やこどもサポートセンター、警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会等との連携を図る。

### (4) いじめの防止等の対策のための組織

- ・学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための中核となる常設の組織「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。  
構成委員…校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年部主任、教育相談主任、養護教諭  
また、可能な限り、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、医師、警察官経験者等外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的にいじめの問題の解決を図る。

### (5) いじめの防止等のための年間計画

- ・基本方針の説明…4月 P T A総会 4月 学校運営協議会
- ・アンケート調査…年間5回実施（記名式・記述式）
- ・教育相談日の実施…毎週、児童と学級担任との面談の実施（お話タイム）
- ・児童会や生徒会による防止啓発活動、集会の実施
- ・P T A研修会（家庭教育学級）…いじめや情報モラルについての研修
- ・職員研修会…職員打ち合わせで事例研修や情報交流、夏季休業中の特別研修
- ・「未然防止・対策委員会」を毎月開催、事案発生時など随時

### (6) いじめ防止等のための取組に係る学校評価の評価項目

実態把握及び措置を適切に行うため、次の2点を評価項目に加える。

- ・いじめの未然防止・早期発見の取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 3 重大事態への対処

いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。」、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。」と認めるときは、以下の対応を行う。

[学校の主な対応]

- ・重大事態であると判断した場合は、市教育委員会へ報告し、「事実関係を明確にする調査」（いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする調査）を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生命、身体又は財産に重大な被害の恐れがあるときには、警察署に通報する。

## 4 いじめ「解消」の定義

- ・いじめの「解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続（少なくとも3ヶ月）していること。この期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断すること。
- ・いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめ行為より心身の苦痛を感じていないことを認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等で確認をすること。

## 5 個人情報等の取り扱い（資料の保管）

資料の保管期限は以下の通りとする。

- ・アンケートの質問票の原本等…当該児童の在籍期間中
- ・アンケートや聴取の結果を記録した文書及び調査報告書等…5年